

## 2 理解増進のための啓発事業の実施状況

国民の理解と協力がなければ、何よりも、犯罪被害者等の日々の生活にとって一番支えとなるはずの、身近な周囲の人からの尊重や配慮が期待できない。また、かかる状況においては、国や地方公共団体が実施する犯罪被害者等施策の効果も十分に発揮されないと考えられる。

そのため、「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を求めよう必要な施策を講ずるもの（基本法第20条）」とされている。また、これを実現すべく、第2次基本計画において、「V 重点課題に係る具体的施策—第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」として、28の施策が掲げられている。

ここでは、内閣府において、複数の地方公共団体とともに、国民が犯罪等による被害について考える機会としての啓発事業を実施するほか（第5-1-(10)ア、施策番号226）、地方公共団体独自の啓発事業の実施も要請をする（第5-1-(10)-イ、施策番号227）こととされていることを踏まえ、地方公共団体レベルで

地域住民の犯罪被害者等への理解の増進を図るために実施された取組について紹介する（国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組に関するその他の実施状況については、第2章P94以下参照）。

### (1) 内閣府における犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施

#### 【施策番号226】

内閣府において、犯罪被害者週間にあわせ、東京のほか、長野県、長崎県、大阪市及び岡山県（開催順）において啓発事業を開催し、その結果を内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載するとともに、報告書として関係機関へ配布した（下記コラム1「犯罪被害者週間の実施」参照）。

また、地方自治体と共催した「ワークショップ事業」としても、それぞれの事業の趣旨に沿った啓発事業を実施した（P6コラム2「犯罪被害に関する参加型啓発事業に参加した大学生の手記」及びP17コラム4「地方公共団体の取組（性犯罪被害者支援のための連携強化事業）」参照）。

#### コラム

### 1

## 犯罪被害者週間の実施

犯罪被害者等基本法第20条において、「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする」とされています。これを受け、（第1次）犯罪被害者等基本計画から、内閣府において、警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省の協力を得て、犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）における集中的な広報啓発事業を実施することとされ、これは第2次基本計画でもそのまま引き継がれています。

これを受け、7回目となる平成24年度においても、内閣府では、中央大会（12月1日）で、犯罪被害給付制度創設に向けた犯罪被害者ご遺族の活動をベースとする映画「衝動殺人、息子よ」を上映するなどしたほか、長野県（11月19日）、大阪市（同月24日）、



長野大会



大阪大会



長崎大会



岡山大会

長崎県（同月25日）、岡山県（同月28日）において、犯罪被害者等からの講演、人形劇の上演などの啓発事業を共催しました。これら開催状況などについては、ホームページ上も公開しております（[http://www8.cao.go.jp/hanzai/kou-kei/houkoku\\_h24/index.html](http://www8.cao.go.jp/hanzai/kou-kei/houkoku_h24/index.html)）。

また、政府広報ラジオ番組（FM東京系列）での放送で犯罪被害者等の置かれた状況についての理解を求めることや（<http://www.gov-online.go.jp/pr/media/radio/bj/backnumber/201211.html>）、平成19年度以降例年のことですが、犯罪被害者等に関する標語を募集し、最優秀作品を犯罪被害者週間のポスター等に用い、全国の地方公共団体に送付したほか、東京都内であれば、地下鉄や関係諸機関、大学等での掲示をしました。



犯罪被害者週間のポスター



犯罪被害者等に関する標語最優秀作品表彰

なお、平成24年度も、多くの関係機関・地方公共団体において、積極的に標語募集の情報提供を進めていただいたおかげで、応募作品は過去最多の4,923点に上りました。この中から、偶然同じ標語で応募頂いた、愛知県名古屋市の渡辺知美さんと熊本県宇城市の原義信さんの「思いやる 心が支援の 第一歩」が、最優秀作品として「国民のつどい」中央大会において表彰されました。

また、本年度の犯罪被害者週間及びその前後の期間においても、内閣府にご連絡いただいただけでも、北海道、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、京都府、奈良県、熊本県、沖縄県において、独自に犯罪被害者等による講演会等の一般市民向けイベントを開催していただきました。また、サッカーJ1の試合開催日にスタジアムでパネル展示や資料・啓発グッズの配布を行う（埼玉県）、ポスター広告等を出す（兵庫県、大阪市等）、より効果的な啓発活動への工夫も凝らしていただきました。内閣府は、今後、11月25日から12月1日の「犯罪被害者週間」の広報啓発が、全国をあげての取組として周知が図られるよう、内閣府の事業と、各地方独自の「犯罪被害者週間」との連動を高めていきたいと考えています。

また、本年度の犯罪被害者週間及びその

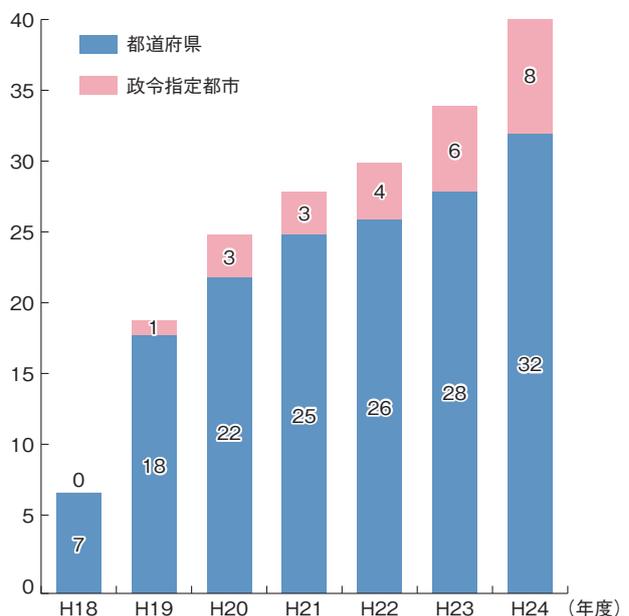
## (2) 地方公共団体における犯罪被害者等の置かれた状況等への理解の増進を図るための啓発事業の実施

内閣府において、地方公共団体職員研修の場などを通じ、地方公共団体に対し、犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請しているところ、第1次基本計画下で各施策が開始された平成18年度に、独自に講演会やシンポジウムを企画した都道府県・政令指定都市は7地域にとどまっていたが、平成24年度には40地域まで増加している。

啓発活動の取組としては、従来、講演会・シンポジウムを開催することが中心だったが、近年、様々な分野での啓発月間・週間も増えている中、そもそも「犯罪被害者」をテーマとする講演会・シンポジウムに会場していただくまでの関心を高める広報活動や、講演会の場や形に限定されない啓発活動の在り方も問われている。その観点では、プロサッカー

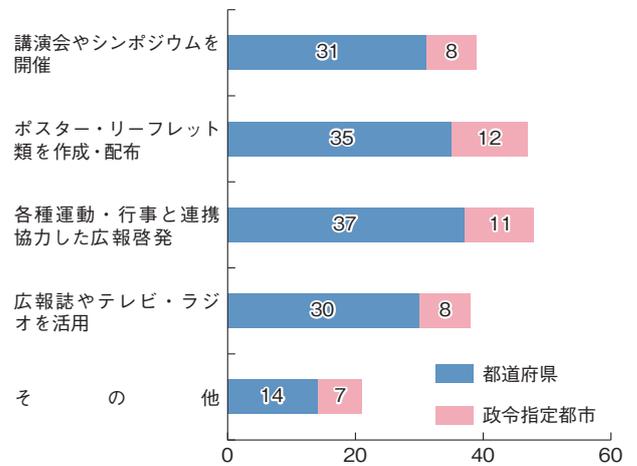
リーグ戦会場でのブース出展（埼玉県）、犯罪被害者や犯罪被害者支援団体と連携して市

年度ごとの講演会・シンポジウムの開催状況



町村庁舎を巡回するパネル展の開催（栃木県），県立図書館での啓発展示（岡山県，熊本県），JRや地下鉄等の車内や駅での啓発キャンペーン・広告等（岩手県，埼玉県，静岡県，横浜市，大阪府・大阪市・堺市），市民向けボランティア入門講座等の開講（名古屋市）等，各地の工夫が見られた。今後も，各地の取組に注視するとともに，より効果的な啓発活動を模索していくこととする。

都道府県・政令指定都市における啓発事業実施状況（平成24年度）



コラム

2

犯罪被害に関する参加型啓発事業に参加した大学生の手記

平成24年度内閣府「地域における犯罪被害者等支援普及促進事業」として，石川県において，大学等の高等教育機関の学生を対象としたフォーラムの開催（2回），広報啓発グッズ等の作成，街頭キャンペーン活動及びスポットCMの作成・放送を実施しました。

これら各事業の企画・実施にあたっては，学生の方が若い世代により効果的に犯罪被害者等支援の重要性を訴えていただけるのではないかと，また少なくとも参加者にとっては，自ら考え工夫すること等を通じて広報啓発の趣旨をより深く理解できるのではないかと期待から，50人弱の学生に様々な形で参加していただきました。以下の参加学生からの感想（一部）にあるように，期待された成果は上がったのではないかと考えられます。内閣府において，引き続き，学生に協働を呼び掛け，より効果的な広報啓発活動に取り組んでいきたいと考えています。

○ H.S 金沢星稜大学人間科学部スポーツ学科4年（当時）

今回，学生ボランティアとして犯罪被害者等支援施策に関わり，犯罪被害者について考える機会を頂き，犯罪被害者等支援に触れることが出来て良かったなと思っています。今まで，ゼミの活動などで犯罪防止に取り組んだことはありましたが，犯罪が起きた後の事は考えた事はありませんでした。また，私は犯罪被害者という言葉聞いたことも無かったですし，犯罪に遭われた方のことをよく考えたこともなかったもので，そういった方の心情や，どんなサポート・支援をしているのか，また，周りの方の目線などを考える良い機会でもとても良かったな，と思っています。

私は打ち合わせに2回参加し，キャンペーングッズ製作に携わり，キャンペーン活動である小松空港での犯罪被害者支援の呼び掛けにも1回参加しました。グッズ製作に関しては，グッズを受け取る人がどんな印象を受けるかを考えて色やフォントを設